

平成 2 8 年 6 月 2 1 日

各 { 都道府県
指定都市
中核市
政令市
特別区 } 健康福祉担当課 担当者 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

職業家庭両立課育児・介護休業推進室長補佐

改正育児・介護休業法に関する周知広報資料の送付について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働者が多様な働き方を選択し、働き続けられる社会の実現は、事業主にとっても優秀な人材確保・育成・定着、業務の効率化にもつながることから、当省では、育児・介護休業法の施行を通じて、仕事と家庭の両立支援を推進しています。

今般、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和や、介護休業の分割取得などを内容とする改正育児・介護休業法が成立し、仕事と家庭の両立に向け、より活用しやすい制度となる予定です（施行期日は、平成 29 年 1 月 1 日）。

本改正について、事業主や労働者の方へ周知するため、下記ポスター及びリーフレットを作成いたしました。

つきましては、下記のとおり送付いたしますので、母子手帳を受け取りに来られる方を始め、これから育児休業の取得を予定されている方などへの周知方御配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

1 送 付 資 料

- (1) ポスター 「育児・介護休業法が改正されます」(B 2 版)
- (2) リーフレット「育児・介護休業法が改正されます」(A 4 版)

2 そ の 他

- ・ 標記資料は各都道府県労働局雇用環境・均等部（室）でも配布しております。
- ・ 標記資料は下記 URL からダウンロードができます。
(厚生労働省 HP <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/#pam-02>)
- ・ 追加送付を御希望される場合は、下記担当者まで御連絡ください。

【本件問い合わせ先】

育児・介護休業係 下平、浅見
電 話 03-5253-1111 (内線 7863)
F A X 03-3502-6763